

## 別府大学国語国文学会会則

第一条 本会は別府大学国語国文学会と称する。

第二条 本会は事務所を別府大学国文学研究室に置く。

第三条 本会は広く国語学・国文学・国語教育等に関する研究啓発を計り、合わせて会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第四条 本会は別府大学文学部国文学科教職員・同科卒業生・同科学生・本会の趣旨に賛同する研究者、国語教育にたずさわっている者によつて構成される。

第五条 本会に名譽会員を置く。

本会文学部国文学科教授にして退職した者、及び本学会発展の上に特別功勞のあつた者を名譽会員として推薦する。

第六条 本会は第三条の目的を達成するために左の事業を行なう。

一、研究誌『別府大学国語国文学』の発行

一、研究会・講演会

一、その他必要な事業

第七条 本会には左の役員を置く。

一、会長一名（文学部国文学科長がこれに当たる）

一、評議員 若干名

一、委員 若干名

評議員は総会において教職員・卒業生・学生・本会に入会した研究者、国語教育にたずさわっている者のおのおのの部からそれぞれ選出する。委員には、教職員・研究生及び学生評議員がなる。評議員は、評議員会を構成し、重要な事項の審議に当たる。委員は評議員会の審議に基づき、会長了承のうえ事務を執行する。

第八条 評議員及び委員の任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

第九条 総会は、会長が招集し、毎年一回これを開く。但し、評議員会が認めた時、会長は臨時総会を招集することができる。

第十条 総会の決議事項は、出席者の過半数の賛同によつて決議する。

第十一条 本会の経費は、会費・事業に伴う収入・寄附金及びその他の収入によつて支弁する。

第十二条 会費は、年額千円（学生五百円）とする。

第十三条 本会の会計年度は四月一日から翌年三月末日までとし、定例総会において会員に報告し、その承認を得るものとする。

第十四条 会則変更を必要とする場合は、評議員会において審議し、総会の承認を経なければならない。

第十五条 この会則に必要な施行細則は別にこれを定める。